



築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和4年10月20日	飯倉 信二	二級建築士	第10154号	死亡

### 条件付き一般競争入札の実施

和田川浄水場運転監視業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年11月7日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称

和田川浄水場運転監視業務委託

##### (2) 委託業務の場所

高岡市島新 地内

##### (3) 委託業務の概要

- ・和田川浄水場及び遠方監視制御によるその他施設（子撫川浄水場等）の運転監視
- ・和田川浄水場の運転監視に係る水質検査及び対象浄水場設備の日常巡視点検
- ・和田川浄水場の保安監視、緊急事態の連絡及び対応

##### (4) 委託期間

令和5年3月17日から令和10年3月16日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事

実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- (1) 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における令和 3 ・ 4 年度建設工事競争入札参加資格者名簿、令和 3 ・ 4 年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿、物品等競争入札参加資格者名簿、又は令和 4 ・ 5 年度清掃・設備保守業務等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）のいずれかに登載されている者であること。
- (3) 過去 5 年以内（平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の期間に、上水道（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）で定める水道事業及び水道用水供給事業に限る。）の用に供する国内の浄水場（河川表流水取水で急速ろ過方式の処理能力 30,000 $\text{m}^3$ /日以上浄水場に限り。）の運転監視業務（排水処理業務のみの場合は除く。）を全日で元請として 1 年間以上連続して受託した実績を有すること。

なお、当該実績は、受託者のみで運転監視を行っているものを対象とし、委託者の職員と共同で運転監視を行っている場合は、実績とみなさない。

- (4) 富山県内に事務所を置き、又は置こうとする者であること。

事務所を置こうとする場合、開札の日時までに事務所が設置されていなければならない。

事務所とは、地方税法上の事務所または事業所（自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例第 62 条第 1 項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとする。（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること。）

なお、新たに法人を設立する場合については、法人登記事項証明書又は法務

局登記官の受領書を提出しなければならない。

- (5) 単体企業として入札参加資格を満たし、参加する者であること（共同企業体による参加は認めない。）。
- (6) 申請期限日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 入札説明書の配布

令和4年11月7日（月）から令和4年11月18日（金）まで、富山県のホームページ「入札情報（役務）」（下記URL）への掲載により、入札説明書を配布するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/joho.html>

- (3) 申請書及び資料は、次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 2の(3)に定める委託業務の実績が証明できる書類（契約書、仕様書の写し）

ウ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日から3ヶ月以内であれば写しでも可）

- (4) 申請書の様式は、令和4年11月7日（月）から令和4年11月18日（金）までに、富山県のホームページ「入札情報（役務）」（下記URL）からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/joho.html>

## (5) 提出期間

令和4年11月8日（火）から令和4年11月18日（金）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## (6) 提出方法

直接持参により提出するものとする。

## (7) 提出場所

〒930-0094 富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）

## (8) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、令和4年11月28日（月）までに申請者に文書により通知する。

## 4 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した書類を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

## ア 受付期間

令和4年11月29日（火）から令和4年12月1日（木）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## イ 受付場所

富山県企業局経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和4年12月8日（木）までに文書により行うものとする。

## 5 資格者名簿に登載されていない者の取扱い

資格者名簿に登載されていない者が当該委託業務の入札に参加しようとする場合は、建設工事競争入札参加資格審査、測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査、物品等競争入札参加資格審査、又は清掃等競争入札参加資格審

査（以下「資格審査」）のいずれかの申請を行い、開札の日時までに資格者名簿に登載されなければならない。

なお、当該資格審査の申請がない場合又は申請を受理した後、当該資格審査申請書の審査が開札の日時までに終了しない場合若しくは資格がないと認められた場合は、当該者の入札は無効とする。

## 6 公告に関する質問等

(1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した書類を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

### ア 受付期間

令和4年11月7日（月）から令和4年12月5日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

### イ 受付場所

富山県企業局経営管理課管財係

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県のホームページ「入札情報（役務）」（下記URL）に掲載し、公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/joho.html>

## 7 設計図書等の配布及び質問

(1) 令和4年11月7日（月）から、富山県のホームページ「入札情報（役務）」（下記URL）への掲載により、設計図書等を配布するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/joho.html>

(2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した書類を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

### ア 受付期間

令和4年11月7日（月）から令和4年12月5日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

### イ 受付場所

## 富山県企業局経営管理課管財係

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県のホームページ「入札情報（役務）」（下記URL）に掲載し、公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/joho.html>

## 8 入札方法及び日時、場所

## (1) 入札方法

出場入札

## (2) 入札及び開札の日時

令和4年12月13日（火）午前11時より

## (3) 入札及び開札の場所

富山市安住町2番14号 北日本スクエア10階

富山県企業局第2会議室

## 9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- (4) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

## 11 入札の方法

落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号）第25条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

### 13 その他

- (1) 当該委託業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県企業局の契約に関する規程、関係法規及び入札心得の定めるところによる。
  - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
  - (3) 提出された申請書等は、当該委託業務に係る入札以外の目的には使用しない。
  - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
  - (6) 契約の締結及び契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
  - (7) その他不明な点については、富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）に問い合わせること。
-

## (様式第1号)

## 入札参加資格確認申請書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和4年11月7日付けで公告のあった、下記の業務に係る入札に参加する者に必要な資格について確認されたく、申請します。

## 記

1 委託業務名 和田川浄水場運転監視業務委託

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
(2) 富山県における令和3・4年度建設工事競争入札参加資格者名簿、令和3・4年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿、物品等競争入札参加資格者名簿、又は令和4・5年度清掃・設備保守業務等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)のいずれかに掲載されている者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
(3) 過去5年以内(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)の期間に、上水道(水道法(昭和32年法律第177号)で定める水道事業及び水道用水供給事業に限る。)の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で急速ろ過方式の処理能力30,000m <sup>3</sup> /日以上)の浄水場に限り、)の運転監視業務(排水処理業務のみ場合は除く。)を全日で元請として1年間以上連続して受託した実績を有すること。 なお、当該実績は、受託者のみで運転監視を行っているものを対象とし、委託者の職員と共同で運転監視を行っている場合は、実績とみなさない。	( 該当 ・ 非該当 )
(4) 富山県内に事務所を置き、又は置こうとする者であること。 事務所を置こうとする場合、開札の日時までに事務所が設置されていなければならない。 事務所とは、地方税法上の事務所または事業所であり、富山県税条例第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとする。	( 該当 ・ 非該当 )
(5) 単体企業として入札参加資格を満たし、参加する者であること(共同企業体による参加は認めない。)	( 該当 ・ 非該当 )
(6) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。	( 該当 ・ 非該当 )

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

